

平成31年3月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成31年3月25日(月) 13時30分～16時11分
2. 開催場所 日野町役場 202会議室
3. 出席委員 今宿綾子教育長、山田めぐみ教育長職務代理者
高橋政宏委員、谷 信代委員、西村吉弘委員
4. 出席事務局員
教育次長 : 望主 昭久
学校教育課 : 参事 山添 美実 参事 吉澤 増穂
生涯学習課 : 課長 日永 伊久男 参事 加納 治夫
図書館 : 館長 高浪 郁子
子ども支援課 : 課長 宇田 達夫

今宿 教育長	只今から日野町教育委員会定例会議を開会します。 (教育長あいさつ)
今宿 教育長	それでは、本日の定例会議を議事日程に基づき進行します。 日程3の前回委員会の議事録の報告については、お手元に配布の議事録のとおりであり、委員各位においてご覧いただき、異なるところがあれば事務局までご連絡をお願いします。 続きまして、日程4の経過報告に移らせていただきます。 まず私から、主な3月の経過でございます。3月は、3月議会、教職員の人事がございました。特に議会の議案につきましては、日野小学校のトイレ改修の補助金がついたということでございます。早速いろいろ準備を進めていただいております、夏休みぐらいから着手できるようにと考えているところでございます。 それから次年度の事業としまして、適応指導教室の予算計上をいたしました。予算額としましては、70万円で支援員の報償費としてでございます。不登校の解消は大きな課題であると認識をしており、そうした子どもたちの学びの場を確保し、学校復帰を目指すものです。また学校以外の場所として、自信を持って取り組める場所にしたいという思いです。 ただ、人数にも限りがあり、対象の児童・生徒をどういうふうにしよるか先日から協議しています。小学校の高学年を対象に考えています。早速、4月に入りましたら、開設までのスケジュール、要項、活動内容を決めていき、準備期間を経て9月ぐらいから開設できるといいと考えています。もう少し早まるといいのですが、それくらいを目途に考えているところでございます。

	<p>その中で室長としまして、北川昌美先生という、日野小学校校長先生、甲賀市の綾野小学校の校長経験者で、この春で退職される方に適応指導教室の室長としての役割をしていただこうと思っています。そしてさらに指導員の方とともに、実際の指導に取り組んでいただきたいと思っています。</p> <p>まずは日野町の町内の不登校の状況、傾向、対策等についても調査をしっかりとしながら、要項を策定して、できればこの教室、不登校対応の中心的な役割になっていただきたいと思っていますところでございます。そうした期待を込めて次年度、その「室」を立ち上げるということになります。</p> <p>教職員の人事につきましては、本日の午前9時に内示の解禁でございまして、校長先生に報告をいたしまして、現在、各学校において該当の職員にその旨を報告しているところでございます。</p> <p>また、転入者についても、現在、校長が連絡を取っているところでありますけれども、31年は新たなメンバーで、さらに学校や町の教育が活性化できるように、気持ちを新たにして取り組みたいと思っております。</p> <p>4月1日は着任式でございまして、今年は各学校の校長先生方にも列席していただこうと思っております。着任者、新規採用の職員が一堂に会するという機会でありますので、ここにも教育委員の皆さん方とともに、職員の抱負等も聞いていただければと思います。教育委員の皆さん方にはご参列をどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>教育方針等につきましては、このあとの議題となっておりますので、ご意見を伺いたく思うところでございます。以上でございます。</p> <p>~~~~~</p> <p>日程4 事業経過報告 質疑</p> <p>今宿 教育長 以上、行政報告また事業経過報告について報告いただきました。ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>高橋 委員 最初に次長さんが発言されました中で、外国人の子どもさんが23人おられるということで、増えてきたなという印象を持ったのですが、以前、町内でもいわゆる不就学かなと思われるような事案がありましたので、今それを思い出したのですが、この23人の子たちは、そういう状態ではありませんよね。</p>
--	--

望主 次長	在籍です。
高橋 委員	そうはいうものの、海外から両親がパッと来られた場合は、小さいお子さんなどはなかなか会話が難しい面もあろうかと思いますが、県の非常勤が付いたりする場合がありますよね。その辺は、今、どこの学校で何人おられるとか、どうですか。
山添 参事	23 名の子どもたちですけれども、主には日野中学校、それから日野小・必佐小に大変多いです。今おっしゃったように日本語指導の必要な子どもさんの人数によって日本語指導の非常勤講師を派遣して下さっているという状況です。
高橋 委員	その子たちも日本へ来られているということで、とりわけ小学生の低学年あたりですと、ほとんど日本語ができないので、私も非常に困った経験もあるわけですが、日野小でしたら 11 人とおっしゃいましたか、学校で指導対策、まずは会話みたいなあたりはきちんとしないと、勉強するにあたりまして難しいかと思うのですが、実態はどんなものでしょうか。
今宿 教育長	<p>外国籍の子どもさんにつきましては、突然に来られて、突然に出られるということがあったり、全く日本が初めてという人がいきなり転入されたりと、現場ではなかなか困難なこともあるのですけれども、その人数に応じて、週 2 時間とか 6 時間程度指導をしています。続いて教科指導に徐々に入っていくわけですけれども、その子どもさんの様子を見ながら対応してもらっています。</p> <p>子どもというのは、言葉のシャワーを浴びているので、日常生活に必要なことについては、言葉の習得が早いので、生活そのものは慣れてくることが多いのですけれども、学習では、自分の母語も、そしてまた日本語も、両方ともなかなか定着が難しくなっている子どもさんが生まれているというのは、本当に大きな課題だと思っています</p> <p>来年の予算の中で県からの貸与として、「ポケトーク」という翻訳機を使って、子どもの言語環境を整えていきたいなと思います。</p> <p>これから外国人の雇用とかも変わってきますので、町の学校でもしっかり見ていかなければならないなと思っているところです。</p>
高橋 委員	それで結果的に言うと、23 人のお子さんは、程度の差こそあると思

<p>山添 参事</p>	<p>うのですが、会話はできるのですね？</p> <p>内訳は、日野小 11 名、日野中 8 名、必佐小 4 名で、23 名です。</p> <p>状況は、日本語を話すのが難しいお子さんもいらっしゃるのですが、教育長がおっしゃったように、日常生活の中で習得するということが徐々にできてくるので、おうちの方々よりも早く日本語を発することができるようになりますし、お友だちと遊びながら簡単な日本語から、徐々に日野町の言葉まで習得していけるという状況です。</p>
<p>高橋 委員</p>	<p>もうこれで終わります。私の経験でいうと、町長部局に通訳の人がおられたと思いますが、翻訳するとか、住民課とかではそういうことやっておられるのではないかと思います、場合によっては、本来それはいけないことなんだろうとは思いますが、ちょっと学校へ来てほしいとかいうようなこととしてきた部分を思い出したのですけれども、今お話を聞いていると何とか会話はできるということでしたら、それをまた何とかサポーターと言いましたよね、名前はともかく、就労で来られて、お子さんも一緒についてきたということですので、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
<p>今宿 委員長</p>	<p>ありがとうございます。そのほかございますか。</p> <p>~~~~~</p>
<p>今宿 教育長</p>	<p>日程 5 議第 10 号</p> <p>提案説明、以上でございます。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>高橋 委員</p>	<p>ありがとうございます。「議第 10 号 日野町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」と、長い名前ですが、私も教育委員をさせてもらってから何回か、このことについて変えたりされてきた経過があると思います。結果的に今、口座振込を考えているとおっしゃいましたが、私も賛成をします。</p> <p>ただ、途中経過の話を知りたいことと、私も初めて、何ページでしたか、親さんが記入する至急申請書でびっくりしたことがありますので、それも含めてちょっとしゃべらせてください。当たり前のことを申し上げますけれども、お許しをください。</p> <p>就学援助費というのは、ご存じのように 3 つポイントがございます</p>

	<p>ね。1つは、就学援助費は保護者の経済的な理由によって児童生徒の就学が困難な場合に、行政が必要な援助をすると。2つ目は、町内の小中学校に在籍している児童生徒の保護者が申請することができる。3つ目は、教育委員会の審査の結果と、審査されると。要保護・準要保護のどちらかに認定された児童生徒が就学援助費の支給対象者になるということで、要保護児童生徒の提言づけられている文言もございまして、準要保護児童生徒の定義づけられている文言もございまして。</p> <p>そして、申請があるわけですが、実はちょっと思ったのですけれども、平成30年10月に「生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響の対応について」ということが国の方からもありましたよね。町では対応されたのですか、まずお聞きします。</p>
吉澤 参事	<p>援助費につきましては、生活保護基準が改定されたというところで、そのことによって保護を受けておられる、生活保護とそうでない方とのボーダーラインが若干変わるというところがございますけれども、そのことで子どもさんや保護者の方に不利益が生じることがあってはならないというところがございますので、町としましてはそういうことにならないようにという形の対応をさせていただいているところです。</p>
高橋 委員	<p>ありがとうございます。私もネットで見たのをしゃべっているわけですが、生活保護基準の見直しの影響が生じないというのは、全国の96%に当たっているということで、本町でも適切な対応をさせていただいているなと思っております。</p> <p>そこで次、別記様式第1号（第5条関係）、保護者が申請される申請書、実は私、これを見るのが初めてなんです。一般論で言うと、家庭の状況を書いてもらう、形式はそれぞれの市町によって違うわけですが、ごく一般的に言うと、経済的なことを書いてもらうにあたっては、1つは月々の収入、2つ目には単身家庭であるかとか、3つ目には無職の場合ではなくて就職活動をしているかとか、4つ目は病気や怪我で治療中の場合とか、5つ目はローン・借金の返却、6つ目は同居家族以外の援助はないのかどうか、さらにもう少し突っ込んだところの市町でいうと、転入してきた時に、1つはその該当の市町へ転入してこられた理由とか、もう1つ言うと、転入前の市町でも援助を受けているかどうかとか、そんなことが書かれているわけですか、こちらは初めて見たと言いましたけれども、妥当だなと思っているのですが、こっち側、5番目。</p>

吉澤 参事	本日の資料はページ数が打ってございますので、そちらをご覧くださいませうでしょうか。
高橋 委員	ごめんなさい。5ページです。「5. 家族の状況」という中で、(1) (2) (3) (4) (5) (6) とあるのですが、ちょっと私、違和感を持ったのは(4)心身障害者、(6)別居について、これを特段ご家庭に聞いておられるのですが、どういう考え方に基づいて、なぜ聞かれるのかなと思いました。教えてもらえますか。
吉澤参事	この様式につきましては、全国的な様式等も勘案した中でつくらせていただいておりますが、ご家庭の状況ということではいろいろ、その対象で申請される方がどういう状況かということ町として把握するために書いていただくものでございます。ただ、基準といたしましては、前年度の所得の状況で見させていただくものと、児童扶養手当の支給などを受けておられるなどの事情を確認させていただいてさせていただくものでございますので、基本的にご家庭の事情の5番の分を見させていただいて審査をするということは、町の審査の中では、ここに書かれていてその事由によって可とする、不可とするというふうな対応をさせていただく部分ではございません。
高橋 委員	私が思ったのは、初めてこの5ページを見させてもらったので、これもネット上で見たのですが、概ね先ほど私が一般的と言いましたのには、心身障がい者とか別居というのはなかったもので、非常にプライバシーというか個人情報ですけれども、今おっしゃったように、これによって〇×はつかないとおっしゃいましたけれど、とは言え、教育委員会側とすれば、とりわけ別居などは聞く必要があるのかなと。心身障がい者とか、これを聞いておかないとあかんのか。あとは聞くことによって理解が深まると思うのですが、(4)(6)は、まだ十分合点がいかないのですけれど、どうですか、教育長。
今宿 教育長	この様式、今回変わったのですか。
吉澤 参事	口座振替の部分も含めてさせていただくということで変更していません。
今宿 教育長	裏表にして、申請していただく保護者さんにお渡しするものになるわ

	<p>けですね。</p>
吉澤 参事	<p>そうです。</p>
高橋 委員	<p>結論はすごくいいと思っているのですが、途中で5のところを記入するにあたって、(4)(6)の意図がどこにあるのか。単に知っていたらよいというので情報で収集するのであったら、(1)(2)(3)(5)とか、そのあたりで十分ではないのかなと思ったのですが。</p> <p>実は他市町を見ましたら、こういうのはなかったのですね。特に「別居」なんていうのは全然なかったのですよ。</p>
今宿 教育長	<p>この「別居」というのはかなり流動的というか、変化もあるものかも知れないですし、確かに就学援助の基本的な考え方というのは、必要な家庭へ援助をするということであります。その状況とか、一定の町の基準で審査をする中で、家庭の状況をより詳しく把握しておくことは必要なことではあります。</p>
吉澤 参事	<p>今、従前の様式の部分を確認させていただきましたところ、「家庭の状況」については新しい様式でございます(1)～(6)の項目は、全く現在の様式と変えてございませんので、従来からこういう形で日野町として聞かせていただいているところです。今回は口座振込の口座番号等を聞かせていただく部分を追加させていただいたのみでございます。</p>
高橋 委員	<p>それはよくわかったのですが、結論は、これを従来からずっとこういうことを書いてもらっているというのは、今初めて見させてもらったのですが、これについていうと、(4)(6)を記入してもらおうということが本当に必要なのかということをおもいました。</p>
望主 次長	<p>少なからずも離婚をされて、戸籍上の離婚と現実はどうかということ、「別居」は必要なんでしょうね。離婚だけして同居だったら、生計を1つにされていたら、変わってきますよね。そこを聞いているのかと思うのです、ここは。</p>
今宿 教育長	<p>聞き取りの部分なんですね、条件というか、申請される時の。前年度の収入なり、それはありますね。</p>

望主 次長	たぶん、生計を1つにしているかどうかの確認で、離婚をしてからどうかということで聞いていると思います。
高橋 委員	ちょっとひっかかったんですけどね、申し訳ないけど。
今宿 教育長	新たな目で見てください。ずっとこういう形で来ているんですけども。
高橋 委員	日野町要保護云々の、これにとりわけそれを聞かないとあかんのか。
今宿 教育長	保護者さんが例えば何級かの心身障がいを持っておられるということで判断するわけではないのですね。
望主 次長	ないですね、所得だけです。
今宿 教育長	そういうことですね、絶対必要な条件ではない？
望主 次長	所得か、母子家庭か、父子家庭か、児童手当をもらっておられるか。
高橋 委員	先ほど参事さんがおっしゃいました、特段、5の内容によって変わることはないとおっしゃったので、変な言い方ですけど、安心した部分はございます。わかりました。 もう1点だけ、以前、若い頃だったか、この場合に、校長あるいは民生委員の判断を求めて何か書いてもらおうとあったように思うのです。現に近くの市ではそれを義務づけているところもあるのですが、日野町は必要であればとかですけれども、現実には「6 承認及び確認事項」で「レ」を付けるところの上から3つ目「認定に係り、必要があれば地域の民生委員児童委員が調査に伺うこと」というのがありますが。
今宿 教育長	日野町では、それはないですね。
吉澤 委員	私も今年1年の審査でございますので、その中で民生児童委員さんに調査をしてくださいというふうな形でお願いしたことはございません。 これについては、私は福祉課におりましたこともございまして、昨今の民生委員さんからのご指摘の中でも、すべての家庭を網羅的にご存じになっておられないという実態がございまして、そういう部分を証明す

高橋 委員	<p>るなどということは、なかなか書けないというように民生委員さんもおっしゃることが多くございます。そういう証明というのは現在もっておりませんし、何かあって、町としても民生委員さんにお聞かせいただく必要が出てきた場合には、基本的には町の調査権の中でさせていただくことになるのかと考えております。現実的にはしていないというのが実態でございます。</p> <p>わかりました。それで最終的には7ページ目の新旧対照表の中で、基本的に日野町教育委員会としては「直接保護者に給付し」という考え方に変えるわけですね。大きく方向転換するということでありますけれども、または「学校長を通じて云々」ということも残していると。学校の立場でいうと、学校を預かっている者としては、なかなか大変なお仕事なんですね、これは。だからこういうふうには直接保護者に、銀行口座等へ振り込んでいくということは、学校も負担の軽減と言いますか、該当する保護者さんも、校長が知るとか担当者が額を知るという訳ではないと思いますので、いいことではないかなと思っております。長々と質問しました。ありがとうございました。</p>
今宿 教育長	<p>ほか、よろしいでしょうか。</p> <p>~~~~~</p> <p>日程5 議第11号～議第14号</p> <p>質疑なし</p> <p>~~~~~</p>
高橋 委員	<p>日程5 議第16号</p> <p>人のことではなくて、関連しまして、日野町文化財保護審議会、「文化財保護」の言葉の中に、見たら、それなりにわかるわけですが、私も何回かこういう席で自然物のことを言っておりますが、概念的にそれは当てはまりますか。全く関係ございませんか。日野町にはたくさんございますね、後世に残していきたいものですね。</p>
今宿 教育長	<p>「文化財」の中にですね。</p>
日永 課長	<p>自然物と言いますと、天然記念物は当然文化財です。文化財の範疇に</p>

高橋 委員	<p>入ります。</p> <p>そうですか。わかりました。</p> <p>~~~~~</p>
今宿 教育長	<p>日程5 議第16号</p> <p>以上、いろいろと今年度の教育方針につきましては貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。文言等につきまして修正させていただき、思いを受け止めて修正してまいります。</p>
高橋 委員	<p>毎年ですけど、教育行政方針また教育方針とは関連があると思っております。教育方針の大元は、教育振興基本計画でございますね。これは議会の議決を必要としますが、教育方針は議会の議決は必要ございませんね。ですが、自治体によっては議会で教育、生涯教育も含めてこんな方針でいきますよというのを、3月議会あたりにされているところがあります。そういうことをしていただくと、より皆さんによくわかるのではないのかなと、それは前提にしてお話しさせていただきます。</p> <p>私、今日、29年度の教育方針を持ってきましたが、言い方が悪いかもわかりませんが、外枠が決まっていますので、見出しとか決まっていますので、例えば知徳体とか、そういうふうな表現で書かれていますので、先ほど日永さんから総合的にまとめてとおっしゃいましたので、どうしてもそういう意味では総合的になっていると思っておりますが、私自身はこれからやはり教育方針はもっともっと可視化して行って、毎年、教育方針が出るのだけれども、それだったらその年、それに基づいて結果はどうだったのかということに基づいて、次年度の教育方針に少しでも生かすということを考えていただいていると思っておりますけれども、それがますます必要になろうかなと思っております。</p> <p>例えばここにありますように、これは何もここにいる者だけではなくて、教育関係者皆さんに見てほしいわけでありまして、また議会の関係方にも見てもらいたいわけですが、今、我々、誰でも言いますけれども、「確かな学力」とかいう言葉を使います。ところが、確かな学力とは何かと聞かれたら、勉強とか、一人ひとり自分の感覚でものを言う。それが今、日本の全体の傾向ではなかろうかと思っております。</p> <p>しかしながら、こういったものの中には「確かな学力」というのは定義がありますよね。こんな堅苦しい話をしたら怒られるのかもわかりませんが、学校教育法第30条第2項に3つございます。基礎的な知識お</p>

よび技能、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組むための態度、これが学びに向かう力、これが「確かな学力」だと。それは、これを見ていただく方は幅広い方々ですけれども、とりわけ学校の先生方にはそこら辺をしっかりと見てほしい中身に、学校教育の推進のイロハのイのところにあたりますから、そういうことを入れてほしいというようなお願いみたいなお話はもう既に教育長さまには重々お話ししてきました。私はそのようなことを思っております。

それから、年度末に校園では今年1年の教育実践がどんな状況だったのかという評価をされますよね。たぶんもう出ているかと思えますけれども、どちらかというとも毎年、人権教育については課題があると、まだあると、まだやらんならんと。人権教育というのは幅がものすごくありますから、昔みたいな、私の初任時代のような同和教育だけが人権教育ではありません。いろいろあります。ですから、この前で学校教育の重点施策、目標も含んでそうですけれども、そこにやはり、学校教育における人権教育というのは、私としては、これは書くべきものではないかなと思っております。

他市町のこういったものはこれまで見てきましたけれども、学校教育の中での、学校における人権教育の推進、同和教育とは言いませんけれども、人権教育について可視化された言葉で、例えば最近言われるのはLGBTとか性的マイノリティの問題とか、そういった言葉がいつ何時ポツと表れてくるかもわかりません。私は全国津々浦々のことは知りませんが、今そういう状況でないかなと思うのですね。

ですから、学校教育においても項目をおこして人権教育の推進、全体を読んでみると、生涯学習の方で人権のことは進めていくというようにとってしまうわけですけれども、意味合いがちょっと違うと思うのですね。だから、年度末の校園の学校評価、どの学校も、ひとくくりで言うと人権教育の課題があって、これをもう少しやらないといけない、そういう表記が去年でしたか、見せてもらった中でありましたので、それは非常に大事なことでないのかなと思っております。

ただ、子どもがこういうふうに、ここが悪いとは言っていないですが、知徳体、そういうような概念的なところで表記されていますから、どこに焦点を当てて入れていくのか、なかなか難しかないと思っておりますけれども、少なくともその文言が入っているところにつきましては、とりわけ学校の先生方に配付される時に認識していただきたいと思っております。

	<p>それからもう1つは、11ページにいじめと児童生徒指導上の課題、そういうものは、不登校も含めて、今、中学校がそういう不登校の数が高いという現実がありますけれども、こういうことをしていく、している、していきたい、そういうような事柄を項をあげて書いていただけるといいなという話をしておりました。</p> <p>11ページの⑤のところで、特別支援教育等として書いていただいている中に入っていますけれども、特別支援教育等としてずっとある、上からずっとある、枠組みが違うのが特別支援等の中に全部詰め込まれているような気がしまして、こういう表記をされていますから、それ以上変わらないのだらうと思えますけれども、そのあたりにつきましては、とりわけ学校の先生に説明される時には、校園長が説明するわけですから、どうぞ充実した説明をぜひともお願いしたいなと思っております。以上でございます。</p>
<p>今宿 教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>西村 委員</p>	<p>教育方針の修正につきましては、いろいろとこちらから注文させていただきました内容について、丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>特に、文化芸術の振興と文化財の保存・伝承・活用については、住民との協働を掲げていただいたこと、それとA4横型シートの概要図で、「文化振興 文化財の保存・活用」として「歴史文化基本構想策定の検討」と書き改めていただきましたこと。これらは、次期まちづくりのための総合計画が策定される時期にあたって、これからの道筋というものを明確にさせていただくうえで、極めて重要な意味を持つものと考えます。いま、いろいろと話題になっております、例えば日野曳山祭の国指定に向けた地元の方々の取り組みなども、大きな構想の中に位置づけて、町の発展に寄与する方向で整備いただくことが重要だと思います。今回提案させていただきましたものを入れていただいたので、大変ありがたく思っております。</p> <p>もう1つは「文化芸術分野において優れた成果を称賛することによって、住民の文化芸術に対する意識向上を図る」という一項を加えていただきました。</p> <p>この内容については、私が3月初めに日野町文化協会の中北副会長から、一般社団法人全日本かるた協会日野三笠会会長奥本敏雄様より教育長にあて提出された2月18日付の「顕彰等のお願い」の要望書の写し</p>

今宿 教育長	<p>をお預かりしたのが発端となって提案させていただくに至ったものです。これも繰り返していただいております。要望書をお出しいただいた方にも喜んでいただけるものと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
谷 委員	<p>すみません、また戻ってしまうのですけれども、学校教育関係のところで 11 ページの「共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育」というところで、特別な支援を必要とする子どもたちの体制を充実させますとうたっているところで、この間ちょっと、今度中学校 1 年生にあがる子どもさんの保護者さんたちと話す機会がありまして、不登校ではないのだけれども、教室に入っていけない子どもたちというか、そういうお子さんは教室ではなくて別室、違う教室に入っていられるんですけど、そこで守られているはずなだけけれども、休み時間か何かに、いつ何時、ほかの生徒さんが入ってくる。いつもその対象のお子さんが不安であると。全然安心できなくて落ち着かないというような話をされていまして、教室ではない、いわば隔離されたというところと変ですけども、違うところに通学してきて、ちょっと落ち着いてというところ、誰彼なしに入ってくる状況、恐怖と言いますか、そのお子さんにとってどうなのかなという話を保護者さんがされていたのです。</p> <p>特に特別支援学級でもなく、交流の通常学級でもなく、宙ぶらりんな感じなので、どういう位置づけで、とりあえず教室に入れたいからここで勉強しましょうかという感じで避難的な感じになっているのかどうか、そこまで詳しくは聞かなかったのですけれども、学校には登校しているけれども、不登校のくくりにはならないけれども、行ったり行かなかったりという感じのお子さんですね。</p>
今宿 教育長	<p>参事、別室の対応を説明してもらえますか。</p>
山添 参事	<p>中学校のお話と考えるとよろしいですか。</p>
谷 委員	<p>小学校ですね。</p>
山添 参事	<p>小学校の中で特別に「別室」というふうなものがあるというわけではないのです。特別に教室に入りにくい状況のお子さんを、別の部屋で、対応してくださっている状況があります。</p>

	<p>学校で過ごす経験を、少しずつ慣れてきてくださる。先生がやってきてくださる、そこへ友たちがやってきてくださる。更に慣れてくれば、教室に復帰できるというふうな思いを持ちながらしているの であろうと思うのです。それぞれ学校が工夫してやってくださっている のですけれども、今、谷教育委員さんが保護者さんからご意見を聞かれた 時に、それが突然、友だちが沢山やってくるから安心できないという状 況があるということで聞かせていただいて、その部分は学校と共有して いかなければいけないと思います。その時、心の準備ができていない のに多くの友だちがやってきて、にぎやかな状況になった時に、「私は こういうつもりで来たのではない」と思ったりするお子さんもいっし やるかも知れないので、そこは言っていたことをもとに、また慎重 に進めていきたいと思います。</p> <p>たぶん、そこのおうちの方の状況としては、行き渋りになって間がな というのではなくて、もう何年もそういう教室に入れられない状態が長く続 いていて、何とか別室だったらいけるかなと頑張っているところに、た ぶん同学年のお友だちだけではなくて、いろんな学年の子が「ここで何 してるの？みたいな感じでバーンとやってくると、予期しない時にやっ てくるので、安心できない、学校へ行ってもいつも不安に見舞われると いう感じでおっしゃっていたので、そういう安心できないところになか なか足も向いていかないだろうし、先生方はもちろん十分な対応をし てくださっているのだけれども、そこから漏れ出してしまうパターンがどう しても出てくるので、中学校の別室教室みたいなものはないだと思 うのですけれども、支援クラスだとドア1枚で通常の学生は絶対入ってこ ないというルール、たぶんそうなっているのだろうと思うのですが、そ れと1年生・2年生・3年生、違う学年の人はその違うところには入 って行かないみたいな形でなされているみたいに、かっちり囲ってしま うのもどうかとは思いますが、微妙な生徒さんにもうひとつ目 をかけていってあげないと、ダメなのかな、学校へ完全に来れなくな ってしまうのかなと思ったので。</p>
<p>谷 委員</p>	<p>ありがとうございます。個々の子どもさんの状況・ケースにより、ち よっと困ったとか心配だとか、不安に感じておられるということは、別 室のあり方として、しっかり考えていこうと思います。</p> <p>中学校については、31年度は1人別室の加配を付けさせていただきました。学校には行けても、例えば保健室とか教室以外のところで自分</p>

	<p>の居場所として、そこだったら活動できるというようなところをつくっていくことから始まっているので、その子どもさんにとって一番安心できる空間であり学習であるというのが基本です。恐らくそこにワッと来られることは嫌だなという場合もあれば、クラスの子が来てくれて「行こうよ」と言われた流れで教室に戻ったというケースもあるし、それはもうケースバイケースなので、十分話し合っていくことが欠かせないと思います。適応指導教室は、学校に行けないけれども、ここの教室だったら自分がいられるというところとして、家に引きこもってないで何とか外に出られるようにと考えています。最終教室に戻るという目的ではあるのですけれども、それまでに自分の力を発揮できる居場所、学びの場所をつくってあげないと教育の保障ができないと思います。これがいい、これはダメということは言いきれないところは歯がゆいですが、考えて対応していきたいと思います。</p>
西村 委員	<p>A4 横型の概要図については、いろいろご検討いただきまして、ありがとうございます。この図の左側の学校の取り組みの中で、2つ目にある家庭教育への啓発というのが、学校としてどう取り組めるのかなという思いが多少はするのです。本当に学校が主体的に家庭教育をとというのは、申し訳ありません、ちょっとそんな懸念をいたしまして、生涯学習の方とうまく手をつなぐ部分がないと、学校自らが家庭にと、そこまでできるのかなという素朴な、私の思いでございますが。</p>
今宿 教育長	<p>子育てリーフレットとか教育講演会なども生涯学習課がやってくさっているのです。学校だけでなく家庭との連携を啓発していくことが大切です。</p>
西村 委員	<p>重要なこととして、家庭で学習の取り組みというのが、またそれは学校の中にも反映してくるわけですから、非常に重要なことだと思うし、学校教育として重要な取り組みだと思いつつも、主体的に進めていくうえでは、推進するとすれば、学校がどこまでできるのかという思いがするのですけど。</p>
今宿 教育長	<p>生涯学習課の事業として、マイナス1歳からの家庭教育の充実があります。</p>
西村 委員	<p>よろしくお願いします。</p>

<p>今宿 教育長</p>	<p>ありがとうございました。それらをまとめたものを4月1日から学校に渡し、取り組んでもらいたいと思いますので、またご意見をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>~~~~~</p>
<p>今宿 教育長</p>	<p>日程5 報第3号</p> <p>ご意見がございましたら承ります。</p>
<p>高橋 委員</p>	<p>名前が入っておりますけれども、どうですか。4月から復帰できそうですか。</p>
<p>吉澤 参事</p>	<p>この職員につきましては、当初の診断書の中でも、リハビリと言いますか、職場復帰に向けてのリワークを進めた中で、復帰に向けてやりましょうとドクターからも言っていたいております。そのことを考慮して教育委員会内の出先機関などでリハビリ出勤させていただきまして、最初は半日、次は6時間、次はフルタイムという形で進めさせていただいております。順調に回復していると認めておまして、再度ドクターとの面談をしたうえで、できれば次の延長はなく復帰させたいと考えているところです。</p>
<p>高橋 委員</p>	<p>今日は25日ですので、もう迫っていますので。</p>
<p>今宿 教育長</p>	<p>何とか復帰に向けて対応させていただきます。</p>
<p>高橋 委員</p>	<p>よろしくお願ひします。</p>
<p>今宿 教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>~~~~~</p>
<p>今宿 教育長</p>	<p>日程6 今後の予定</p> <p>質疑なし</p>

